土壌汚染リスクの移転手法としての保険

八頭司　彰久
(株式会社ヤトウジ保険センター代表取締役社長・
洞窟環境 NET 学会監事・大阪経済法科大学客員教授)

Insurance as a Means of Transferring Soil Pollution Risk

Akihisa YATOUJI

ABSTRACT

Today, attempts are underway to encourage small- and medium-sized companies to take appropriate soil pollution control measures. This paper was written to discuss the role that environmental insurance can play as a means of transferring soil pollution risk (based on my survey and literature studies of cases in Japan and the U.S.), and propose various solutions to what are known as "Brownfield problems" — problems stemming from properties that remain undeveloped — that will become a greater threat in Japan. This paper concludes that it is now highly likely, not in theory, but in practice, that the combination of affordable and effective pollution control measures; and environmental insurance will enable even small- and medium-sized companies to successfully manage soil pollution risk.

キーワード：環境保険、移転手法、土壌汚染危険
Key Words:　*Environmental Insurance, Means of Transferring, Soil Pollution Risk*
［洞窟環境 NET 学会　紀要 2 号］［Cave Environmental NET Society(CENS)，Vol.2(2011),　-　pp］

目　次

1. はじめに
2. 土壌汚染リスクの移転手法としての保険
2-1. 東京海上日動火災保険株式会社の土壌浄化費用保険
2-2. エース損害保険株式会社の環境汚染賠償責任保険
3. おわりに

1. はじめに

本稿の目的は、中小企業における土壌汚染対策の一層の進展を求めた試みの中で、土壌汚染リスクの移転手法としての環境保険が果たしうる役割について、筆者の調査や文献研究などの方法を用いて米国や我が国における事例を参考にしながら今後の我が国におけるブラウンフィールド問題（ブラウンフィールドが開発されないことによる、いわゆる土地の塩漬けが発生している問題）の縮減に向けて様々な提言を行うことである。

2. 土壌汚染リスクの移転手法としての保険

完全除去を前提とした汚染土壌対策費は高額に上り、中小企業は対策を施したくとも踏み切れない。それを打開するには、コストの安い汚染除去方式の選択と環境保険の組合せが考えられる。

土壌汚染対策費が高額になる大きな理由の一つが、個々の土地の利用状況や周辺の地下水の利用状況等をきめ細かく把握しないままに、原位置浄化の方策ではなく、掘削除去を選択するということである。掘削除去が採用される理由は、①完全除去となるのに加え、イメージを伝えやすく第三者への説明が容易であること、②工事期間が事前に計算できること、など土地開発者や資金提供者にとって取引リスクを低く抑えられるからである。

逆に、覆土処理など原位置浄化や不要化処理については、コストは低いものの、取引後の汚染リスクの顕在化懸念が残るため、実質的な取引コストが高くなると思われている。これに対応するには、「安価で効率的な汚染対策」＋「環境保険」の組合せが有効となる。土壌汚染対策をも企業のリスク・マネジメントの発想で取り扱おうというわけである。

すなわち、汚染の可能性を有する土地の売買やそうした土地の継続使用において考えられるリスクには、①調査を実施したにもかかわらず汚染が見逃され、将来にその汚染が顕在化するリスク、②対策工事は行ったものの、不完全な、もしくは不適正な工事により将来において汚染が顕在化するリスク、③抜本対策を先延ししたことによりかえって蓄積性汚染を進行させてしまい、将来大きな汚染として顕在化するリスク等が数えられる。それらは、環境汚染として顕在化するばかりでなく、企業イメージの悪化というリスクをも背負い込ませることとなる。また、そうした汚染が顕在化する、ないしそれが強まるといった場合には、④追加工事を求められるリスクも存在する。さらに、この追加工事を求められるリスクは、リスク評価基準に係る法制の改正等によっても発生する、つまり、⑤リスク評価基準に係る法制の改正等により、現行の汚染処理が将来においては不十分と判断されるリスクもまた顧慮されなければならない。

また、そうした土地を担保に融資する金融機関にとっては、上述のようなさまざまな理由で将来において汚染が顕在化して、担保資産価値が棄損するリスクが懸念される。さらに、対策工事が予定の期間どおり進まないリスクも数えられてよいであろう。

このようなリスクを移転するために、米国では大きく次の４つの種類の環境保険が活用されてきた。すなわち、①環境汚染賠償責任保険、②土壌浄化差額費用保険、③プレファンド型ファイナイト、④担保土地汚染浄化費用保険である。また、我が国でも、土壌浄化差額費用保険がコストキャップ保険という名称で株式会社損害保険ジャパンから発売されているということである。

さらに、東京海上日動火災保険株式会社の「土壌汚染リスク」簡易診断付き保険、機械簡易ボーリングを中核とする調査を採用する三井住友海上火災保険株式会社の土壌汚染浄化費用保険、施設賠償責任保険に特約として環境汚染賠償責任保険を付けたエース損害保険株式会社の特約型環境エース、及び保険加入前審査で一定の評価をされた施設または土地についてのみ保険加入ができる AIU 保険会社のオンサイト汚染浄化費用カバー付帯環境汚染賠償責任保険等も発売されている。いずれも、引受リスクの絞り込み、あるいは環境格付の利用に類した工夫を凝らして、企業にとってアクセスしやすい環境保険となるように設計されたものである。

また保険ではないが、株式会社プロパティ・リスク・ソリューションが提供する P1 瑕疵担保責任保証がある。これは、加入者が保証料を支払うことにより、土壌汚染簡易調査（フェーズ1）の結果による瑕疵担保責任の引受けを行う。フェーズ 1 調査を基礎にすることにより、審査期間の短縮化と、保証料の低価格化を実現させた商品である。同じく、株式会社ランドソリューションの提供する「リスクヘッジ機能」浄化工事保証型の商品が、同社のリスクの定量化要件に合うという条件で、販売され、実績がある（国土交通省土地・水資源局監修（2003）221－222 頁参照）。

こうして、我が国でも、「安価で効率的な汚染対策」＋「環境保険」の組合せをもって、中小企業にも取り組みやすい

かたちで土壌汚染リスクを管理していく可能性は、決して机上の構想ではないところまで広がってきているように思われる。そのあたりのところを、東京海上日動火災保険株式会社の土壌浄化費用保険、及び筆者が直接にヒアリング調査したエース損害保険株式会社の特約型環境エース「環境汚染賠償責任保険特約」について少し詳しく立ち入って考察してみることで確かめてみたい。

2-1. 東京海上日動火災保険株式会社の土壌浄化費用保険

2002 年 5 月に土壌汚染対策法の制定を契機に、同社から発売された土壌浄化費用保険は、保険の対象を土壌汚染のみに絞込み、従来の土壌調査を簡便化した「土壌汚染簡易調査手法」を採用している。同調査手法は、文献・資料等調査を主体とした従来のフェーズ 1 調査と比較して、相当程度精度が高いのに加え、実施調査にかなりのコストがかかる従来のフェーズ 2 の調査に比して割安なコストで実施できるところにメリットがある。

吉川栄一氏も同手法を「従来のサイト調査に比べて比較的に簡易になっている」と評価している通り（吉川栄一（2005b）165 頁参照）、企業の環境監査負担は、審査期間の短縮化や審査にかかる費用の低減により大きく軽減された。この保険は、環境リスクを土壌汚染、その中でも土壌汚染の浄化責任費用に限定しており、その意味ではいわゆるリスク細分型保険である。リスク細分型保険におけるリスク評価改善など、今後の環境保険の新しい流れを示す商品と言える。

2-2. エース損害保険株式会社の環境汚染賠償責任保険

エース損害保険株式会社は、特約型「環境エース」を 2008 年 2 月に発売している。そこで、同社の担当者に特約型環境エースの仕組みなどを詳細に聞き取り調査した。

エース損害保険株式会社の特約型環境エース「環境汚染賠償責任保険特約」の特性を一言で表現すれば、次のようになろう。すなわち、同保険は、施設賠償責任保険の「特約」として位置づけられることにより、単体の環境保険では打ち出せない低価格や使いやすさを実現したものである、と。

この点、従来の主契約である環境汚染賠償責任保険「環境エース」と比較しながら当該保険の特徴を挙げてみるとよく理解できよう。

①初年度契約の保険期間開始前に発生した環境汚染に起因する損害賠償請求を支払いの対象にしないというように、保険金の支払い対象を抑えている。

②保険料は 5 万円からと低廉に設定している。

③事前の環境監査は、7 項目（企業名、企業の電話番号、業種、施設内容が 2 項目、地下タンクの数、過去 5 カ年間の環境事故歴）に限定している。

④事前の環境監査・リスク評価診断等は求めない。

⑤免責額（自己負担額）も 5 万円からと低額に設定している。

⑥販売ターゲットを中小企業に設定している。

要するに、保険で引き受けるリスクを限定する一方で、保険料を安くし、事前の環境監査やリスク評価診断など不要とし、いわばパターン化した保険契約となっているというわけである。企業が環境保険に二の足を踏んだ理由は、高額な保険料と大きなコストや時間がかかる事前審査であった。この商品は、この要因を除去し、環境保険普及への第一歩となるものと評価されうる。のみならず、まさに企業にとっていわば敷居の低い保険商品を目指したことによって、中小企業をターゲットとして意識していることも、本稿としてとくに注目しておきたいところである。

たしかに、下記のような問題点も残されている。

①小企業に対する補償額としても、同保険の填補額は 5 億円と小さい。

②保険期間開始前に発生した環境汚染に起因する賠償責任の支払いは免責とされ、もし事故が発生した場合、加入時以前の汚染原因調査はかなり困難を極める。

③填補限度額が 5 億円以上の場合は、環境汚染賠償責任保険に加入せざるを得ない。

だが、エース損害保険株式会社が、外資系損害保険として、米国での経験をも活用しながら、我が国における保険を通じた環境リスク・マネジメントの普及に向けて、興味深い先進的な取り組みを見せていることはまちがいない。

こうして、我が国でも、環境保険の市場性を高めるための工夫が込められた保険商品がそれなりに既に商品化されている。

3. おわりに

きめ細かなリスク・アセスメント制度の導入や国、地方自治体による種々の中小企業支援策の積極的導入といった制度的改善と重ね合わせてこうした環境保険商品を活用していき、さらに環境リスク・マネジメント体制の枠組みの下、リスク・コミュニケーションを活性化しうるような社会環境を醸成し、土壌汚染についての社会的なコンセンサスの形成を促進することができれば、過剰に掘削除去に頼ることなく、「安価で効率的な汚染対策」＋「環境保険」の組合せという、相対的に中小企業も取り組みやすい土壌汚染対策を推し進め、ブラウンフィールド問題の縮減に向けて前進していけるのではないかと期待される。

謝　辞

本稿をご掲載頂きますにあたり、沢会長様をはじめ紀要編集委員長、査読委員など、関係諸先生方には大変お世話になりました。ここに深甚なる感謝の意を表する次第であります。

参考文献

1)　国土交通省土地・水資源局土地政策課土地市場企画室監修、財団法人土地総合研究所編:『土壌取引と土壌汚染問題への対応』、ぎょうせい、2003。

2) 久保英也:『保険の独立性と資本主義との融合』、千倉書房、2009。

3) 國本裕一:「環境汚染賠償責任保険の現状と今後の展開」、『環境研究』No.118、環境調査センター、2000。

4) 黒川哲志:「環境保険を利用した規制手法」、『帝塚山法学』6 号、帝塚山大学法学会、2002。

5) 黒川哲志:『環境行政の法理と手法』、成文堂、2004。

6) 松村弓彦編著:『環境ビジネスリスクー環境法からのアプローチ』、産業環境管理協会、2009。

7) 斉藤考志・保高徹生:「不動産流動化に伴う土壌汚染リスクの移転手法に関する考察」、『第 14 回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会講演集』、2008。

8) 八頭司彰久:「ビジネスに役立つ環境保険に関する研究」、『関西実践経営』第 33 号、2007。

9) 吉川栄一:『企業環境法』、上智大学出版会、2002。

10) 吉川栄一:「環境と保険」、『上智法學論集』第 46 巻 2 号、上智大学法学会、2003。

11) 吉川栄一:『企業環境法（第 2 版）』、上智大学出版、2005a。

12) 吉川栄一:『企業環境法の基礎』、有斐閣、2005b。